

令和4年度の本県アユ漁獲量は全国3位で、本県には天然アユが遡上する河川が多くあるため、多くのアユ釣り客が本県河川に訪れるよう、ぜひ、記事への取り上げをお願いいたします。

1. 今年の天然アユの状況

(1) 那珂川、久慈川（水産試験場内水面支場調査結果）

遡上量：那珂川は平年より多く、過去10年のなかで最も多い。

久慈川は昨年に比べ少なく、平年よりも少ない。

(2) 大北川、鬼怒川（漁協への聞き取り）

ともに「遡上量は昨年に比べ少ないものの、平年並み」。

2. アユ解禁後の規制等について

河川でアユ釣りを楽しむためには、それぞれの河川におけるルールの順守が必要となります。（別添資料参照）

3. 取材に関して

解禁日当日の釣果情報等に関しては、6/1（土）の15:00から17:00まで、または6/3以降でお願いします。

<本資料に関するお問い合わせ>

茨城県農林水産部水産振興課 藤江 tel:029-301-4114

4. その他関係機関の連絡先

- ・那珂川漁協 tel:029-288-3034
- ・久慈川漁協 tel:0295-52-0038
- ・茨城県内漁連 tel:029-231-1506



○関連イベント情報

- ・久慈川において、関東では珍しいアユ友釣り体験イベントが、7月上旬から日帰り・宿泊にて開催されます。
- ・大子地区、常陸大宮地区でそれぞれ、マンツーマンのインストラクター指導と道具貸出をセットとしたもので、アユ友釣り未経験の方でも、気軽に手ぶらでアユ友釣りが楽しめます。

<アユ釣り体験イベント実施機関の連絡先>

- ・(一社)大子町振興公社 石井 tel:0295-72-5815
- ・アウトドアベース大子 大森 tel:080-8805-1214
- ・ローカルブースター 中野 tel:0295-72-1115
- ・道の駅常陸大宮 鈴木 tel:0295-58-5038
- ・ホテル鮎亭 椎名 tel:0295-57-2341



【別添】アユ解禁後の規制等について

アユ釣りの漁期は、大部分の河川で6月1日から12月末日まで、一部の支流で7月1日から12月末日まで、となっています。

(1) 水系別の規制

水系区分	項目	内容	備考 (規制の根拠)
大北川水系	①解禁日時等	釣り：6月1日午前0時から ※ただし、ルアー釣については、北茨城市中郷町石岡地先の新江堰管理橋上流端より下流及び北茨城市中郷町松井地先の孝行橋下流端から高萩市横川 1521 番地 4 の漁場基点第 14 号の 1 から 191 度 48 分 36 秒 (真方位) の線までの大北川並びに北茨城市磯原町豊田地先の鬼越橋上流端より下流及び北茨城市華川町白場地先の豊駒橋下流端より上流の花園川では、周年禁止。 また、ガラ針釣 (コロガシ釣) については、新江堰管理橋上流端より下流及び孝行橋下流端より上流の大北川並びに鬼越橋上流端より下流及び豊駒橋下流端より上流の花園川では、周年禁止。	漁業調整規則 遊漁規則
		投網：禁止	漁業調整規則 遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域：大塚堰 (本流)、浄蓮寺堰、華川町花園地内花吉橋から花園橋の間、伊豆堂堰 (花園川) の 4ヶ所 大北川及び花園川で産卵のため組合が指定する区域 (組合事務所又は現地に表示) では、9月25日から10月24日までの間採捕禁止	漁業調整規則 遊漁規則
久慈川水系	①解禁日時等	釣り：(本流) 6月1日午前5時から ※ただし、コロガシ釣りについては、大子町西金地先の大内野橋上流端から上流福島県境までの区域では、6月1日から7月31日までの間禁止。 (支流) 7月1日午前5時から 支流：里川、山田川、押川、八溝川	漁業調整規則 遊漁規則
		投網：(本・支流) 8月1日午前5時から ※ただし、支流のうち以下の河川については、周年禁止： ・初原川 (大子町大字佐貫字阿坪地先阿坪橋基部上流端から上流及び支流大石川) ・八溝川 (大子町上郷地先北原橋基部上流端から上流及び全支流) ・入四間川 (日立市)	漁業調整規則 遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域：岩崎堰 (本流)、田渡堰、里の宮堰 (里川)、大子町上野宮地先門の井橋から桜井橋 (八溝川上流) の 4ヶ所 (周年	漁業調整規則

		禁止) 及び辰の口堰 (12/1~9/19 禁止)	
		保護水面: 常陸大宮市辰の口から常陸大宮市岩崎地先の間 (9/20 から 11/30 までの間禁止)	漁業調整規則
那珂川水系	①解禁日時等 注) 投網については、禁止期間	釣り: (本流) 6月1日午前0時から (支流) 藤井川、緒川は7月1日午前0時から解禁。	漁業調整規則 遊漁規則
		投網: 本流 (水戸市田谷町から上流栃木県境まで) ・1月1日から5月31日まで禁止 ・6月1日から7月31日は、午前6時から午後6時の間禁止 支流 (藤井川、緒川) ・1月1日から6月30日まで採捕禁止 ・7月1日から7月31日は、午前6時から午後6時の間禁止 ※昼間禁止は、釣りとの競合を避けるため	漁業調整規則 遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域: 小場江堰 (本流)、寺下堰、坏堰、梅曾根堰、那賀堰、間々堰の6ヶ所 水戸市渡里町 1042 番地地点と対岸水戸市田谷町 4844 番地の1地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町 795 番地地点と対岸水戸市田谷町 5045 番地の1地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流では周年採捕禁止	漁業調整規則 遊漁規則
鬼怒川水系	①解禁日時等	釣り: 6月1日午前0時から	漁業調整規則
		投網: 6月6日午前0時から ただし、筑西市勤行大橋上流端から上流高島橋上流端に至る区域は周年禁止	遊漁規則
	②禁漁区等	禁止区域: 鎌庭堰	漁業調整規則
保護水面: 鬼怒川大橋から栄橋の間 (9/20 から 11/30 までの間禁止)		漁業調整規則	

凡例

漁業調整規則: 茨城県内水面漁業調整規則によるもの

遊漁規則: 関係漁業協同組合の遊漁規則によるもの

(2) 遊漁規則に基づく遊漁料の納付義務

漁業協同組合員以外の者が、漁業権の対象となっている水産動物を採捕しようとするときは、漁業協同組合が知事の認可を受けて定めた遊漁規則に基づき、遊魚の承認を受けることと遊漁料の納付義務が課せられています。遊漁料金等は下表のとおりです。

表遊漁料金等について

①あゆ遊漁料（河川別券）

河川名	漁法	区分	大人	中学生	小学生以下
鬼怒川水系	竿釣 手釣 すくい網	当日券	1,300円	400円	無料
		年券	6,000円	2,000円	無料
那珂川水系 久慈川水系 大北川水系	竿釣 手釣 すくい網	当日券	2,000円	500円	無料
		年券	10,000円	2,500円	無料

注：身体障害者は、中学生と同じ区分です。

あゆ釣券については、高齢者の無料制度はありません（雑魚券なら75歳以上無料）。

漁法	区分	組合名		
		久慈川	那珂川 那珂川第一	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川
投網	当日券	3,000円	3,000円	2,000円 【1,000円】
	年券	10,000円	10,000円	10,000円 【5,000円】

注：あゆを対象とした投網を認めている組合は上記のみです。

鬼怒川水系における中学生・身体障害者の料金は【 】内となります。

②遊漁料の納付場所

遊漁される方は、漁業協同組合事務所、県内水面漁連及び漁業協同組合が指定した釣具店等もしくはオンラインシステムで遊漁料を納付して下さい。釣場で漁場監視員に納付する場合は、久慈川水系では2,000円、那珂川水系では1,000円、その他の水系では200円の加算金が追加徴収となります。

③その他の制限

漁業協同組合ごとの遊漁規則においても、禁止区域、禁止期間、全長制限、投網の長さや目合いの制限が設けられています。詳しくは、漁場監視員等の指示に従ってください。